

1-74

総発第494号 昭和25年11月13日

大学設置審議会委員長 和田小六殿

日本学術会議会長 亀山直人

大学院設置基準等について（申入）

標記のことについて、本会議は左記の意見を有しておりますのでこれを貴審議会にお伝えすると共にこの本会議の意見を今後の貴審議会における御審議に反映されるよう特に希望する次第であります。

なお、このことについては去る10月25日の本会議第26回運営審議会の議を経たものでありますから申し添えます。

記

大学院の設置基準ならびにこれに従つて大学院設置許可の審査を行う委員会の組織及び運営については、広く学界方面の意見を徴して慎重に決定されたい。

論文による博士は、わが国の学術を向上させる適切な制度であるから、必ず存置するようせられたい。

1-75

総発第527号 昭和25年12月8日

内閣総理大臣 吉田茂殿

日本学術会議会長 亀山直人

国立の研究機関において研究に従事する国家公務員に対する

特別な法的措置について（勧告）

本会議は、標記のことについて、さきに別添資料(1)のとおり本年3月31日付総発第132号の1をもつて、国立の研究機関において研究に従事する国家公務員（以下研究公務員といふ。）に対する特別な法的措置を講ぜられるよう勧告し、さらにその後の経緯に鑑み、本会議は人事院に対し別添資料(2)のとおりの経過により本会議の意見を開陳し、人事院の見解を問いましたが、回答された人事院の見解については本会議はこれを承服することができません。

右の経過に徴すれば政府は本会議の勧告に従う具体的な措置をとることなく、あくまでも職階法を一般公務員に対すると同様に、研究公務員に対して実施しようとしていることは、明らかであり、かくては研究の促進を阻害し、将来の研究者の育成に悪影響を及ぼし、文化国家建設途上にあるわが国にとって国策上看過し難い重大事であると考えます。

よつて、本会議は、政府が速かに本会議の勧告に添う措置を講ぜられるよう、11月25日開催の本会議第27回運営審議会の議決に基き、ここに重ねて勧告します。

おつて、別添資料(3)により御承知願える如く、国立の研究機関はこぞつて本会議の意見を全面的に支持していることを申し添えます。

（別添資料）

(1) 国立の研究機関において研究に従事する国家公務員に対する特別な法的措置について（昭和25年3月31日付総発第132号の1）

(2) 研究公務員に対する職階法の適用について、照会（昭和25年9月4日付研発第383号）及び